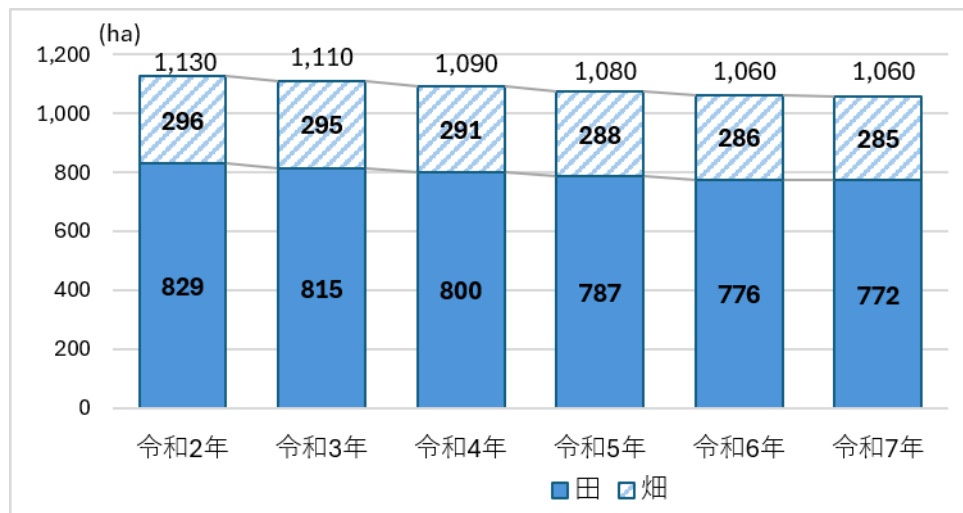


堺市農業に関わる現状と全国の動き

1. 堺市の農業に関わる現状

①土地利用

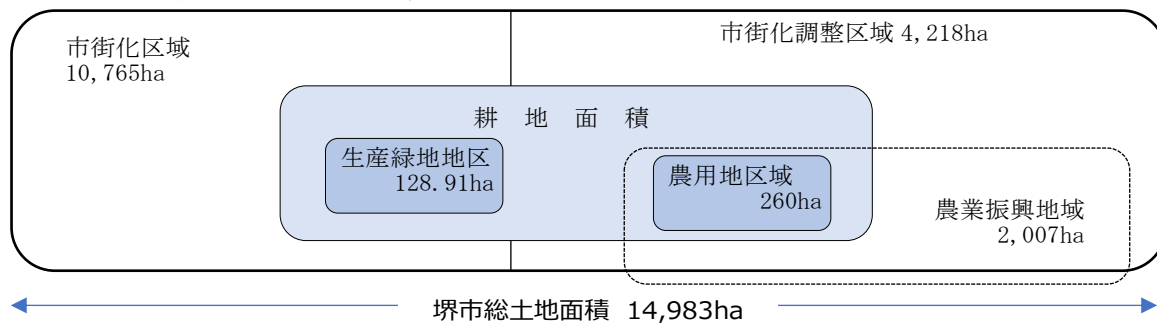
- 耕地面積は年々減少傾向にあったが、令和6年度から令和7年度にかけては緩やかな減少傾向である。
特に、田の耕地面積で減少が著しい。
- 市街化区域に指定される生産緑地地区は760地区、128.91ha（令和7年）あるほか、将来にわたり農業を継続すべき土地として市街化調整区域に指定される農用地区域は、260ha（平成25年）が指定されている。



図表-耕地面積

資料：作物統計調査

注：都道府県の数値を前提とした上で、標本調査及び現地見回りの結果、市町村別の数値を設定しているため、合計値が合わない場合がある。



図表-区域別面積

資料：「農業振興地域」「農用地区域」は「堺農業振興地域整備計画書（平成25年7月）」より、その他は都市計画課「堺市総土地面積」は令和7年3月1日現在、「市街化区域」「市街化調整区域」は令和7年10月31日現在、「生産緑地地区」は令和7年11月21日現在の数値

②担い手

【農家・農業従事者の状況】

- 総農家数、販売農家、個人経営体、農業従事者数ともに減少傾向にあり、令和7年は平成22年と比較して、4～6割まで減少している。
- 基幹的農業従事者数においても平成22年から半減するなど大きく減少している。65歳以上の割合は平成22年から令和2年にかけて増加しており、令和7年においても70%以上となっている。

図表-堺市内の農家・農業従事者の状況

			平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総農家数	実数	戸	2,790	2,566	2,172	1,776
	指数 [※]	%	100	92	78	64
販売農家	実数	戸	931	794	650	464
	指数 [※]	%	100	85	70	50
	主業農家	実数	125	117	-	-
	準主業農家	実数	245	177	-	-
	副業的農家	実数	561	500	-	-
個人経営体	実数	経営体	937	818	660	481
	指数 [※]	%	100	87	70	51
	主業経営体	実数	-	-	66	65
	準主業経営体	実数	-	-	139	106
	副業的経営体	実数	-	-	455	310
農業従事者数	実数	人	2,777	2,244	1,664	1,228
	指数 [※]	%	100	81	60	44
基幹的農業従事者数	実数	人	979	964	673	516
	指数 [※]	%	100	98	69	53
	うち65歳以上	比率	63	66	71	71

※指数は平成22年を100とする

資料：平成22年は世界農林業センサス、平成27年、令和2年、令和7年は農林業センサス
令和2年調査以降、調査体系の見直しにより「経営体」を中心に統計を実施することとなった

【認定農業者の状況】

- 令和8年3月末現在における認定農業者数は118経営体である。
- 令和8年3月末における認定農業者の営農類型は、「複合経営（露地野菜＋水稻等）」と「施設野菜」が多く、合わせると、認定農業者全体の約7割を占めている。
- 第3期堺市農業振興ビジョン改定時（令和4年）と比較すると、件数、耕地面積ともに減少している。
- 認定農業者が栽培している作物は、生産者数では水稻が最も多い。また、認定時の生産量は、軟弱野菜（こまつな、しろな、しゅんぎく等）やトマトが多い。

図表-営農類型別の認定農業者数及び耕地面積

令和8年3月末現在

営農類型	件数		認定時の耕地面積の合計＊	
	(件)	(%)	(a)	(%)
複合経営	55	46.6	7,746	56.4
施設野菜	28	23.7	1,804	13.2
露地野菜	8	6.8	404	3.0
稲作	6	5.1	2,603	19.0
果樹類	4	3.4	1,036	7.6
花き・花木	4	3.4	130	1.0
酪農	11	9.3	-	-
肉用牛	2	1.7	-	-
合計	118	100.0	13,724	100.0

注：畜産については割愛。四捨五入の関係で、個々の内訳の計は、合計値と必ずしも一致しない。

【新規就農者の状況】

○新規就農者支援相談窓口への相談件数は令和4年度以降増加傾向にあり、就農への関心は高まっていると言える。非農家出身の新規就農者は、令和3年以降8～11名/年度と安定した推移である。

図表-新規就農者支援相談実績

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
新規就農者支援相談窓口における相談件数	43	57	49	50	57	63
農用地利用集積による新規就農者数※	5	11	8	8	8	10

※当該年度に利用権を開始した人数であって、上段（相談件数）の内数ではない

③生産額

○農業産出額は、平成29年以降、減少傾向にあったが、令和3年以降は増加傾向に転じている。

○品目別にみると、「野菜」が最も多く、農業産出額全体の約4割を占めており、令和3年以降の全体の増加傾向に寄与している。

次いで「乳用牛」が約3割で、畜産関係は横ばい傾向にある。「米」は平成29年では農業出荷額全体の23%を占めていたが、近年は減少傾向にある。

図表-品目別の農業産出額

単位：千万円

	2017年 平成29年	2018年 平成30年	2019年 令和元年	2020年 令和2年	2021年 令和3年	2022年 令和4年	2023年 令和5年
米	80	78	78	70	60	58	57
麦類	—	—	非公表	0	0	非公表	非公表
雑穀	0	—	—	—	—	—	—
豆類	0	0	0	0	0	0	0
いも類	3	2	3	5	4	5	5
野菜	128	123	118	120	119	125	131
果実	20	18	14	13	13	17	19
花き	8	7	2	2	2	2	2
工芸作物	0	—	—	—	—	—	—
その他	4	4	非公表	9	8	非公表	非公表
耕種小計	244	232	224	218	205	214	221
肉用牛	3	4	3	3	4	4	4
乳用牛	95	91	106	101	101	101	99
豚	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表	非公表
鶏	0	0	—	—	—	—	—
畜産小計	103	97	116	112	113	113	111
合計	347	328	340	330	319	327	331

資料：市町村別農業産出額（推計）

注：「0」：単位に満たないもの（例：0.4 千万円→0 千万円） 「—」：事実のないもの

④大阪府内における堺市農業の位置付け

○農業産出額（合計）、耕地面積（合計）、総農家数、販売農家数は、大阪府内の市町村別順位で1位であるが、「耕種」における農業産出額の、大阪府に占める割合は減少している。

図表-大阪府内における堺市農業の位置付け

		大阪府	堺市	シェア	府内順位
○農業産出額（億円）	合計	320	33	10.3%	1 位
	耕種	302	22	7.3%	4 位
	畜産	18	11	61.7%	1 位
○耕地面積（ha）	合計	11,800	1,060	9.0%	1 位
	田	8,120	772	9.5%	2 位
	畑	3,670	285	7.8%	3 位
○農家数（戸）	総農家数	16,961	1,776	10.5%	1 位
	販売農家数	5,685	464	8.2%	1 位

資料：農業産出額…大阪府：令和 5 年農業産出額及び生産農業所得（都道府県別）、

堺市：市町村別農業産出額（令和 5 年）※市町村の R6 は R8.7 公表

耕地面積…大阪府、堺市：近畿農林水産統計年報（令和 7 年）

農家数…大阪府、堺市：2025 年農林業センサス（令和 7 年 2 月 1 日現在）

⑤農業者の意向

調査名：堺市農業者基礎調査

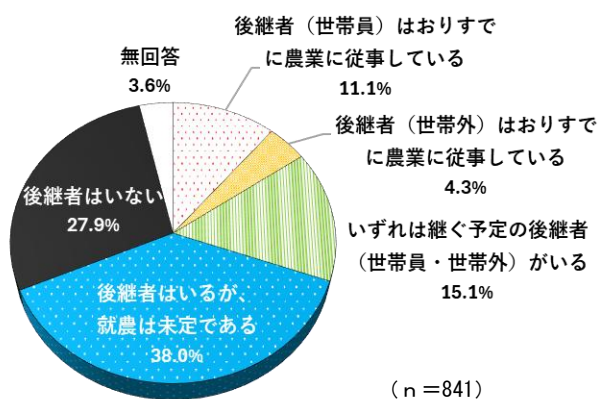
調査時期：令和 8 年 3 月

調査方法：約 1,480 件の農業者に対し、郵送配布・郵送回収。

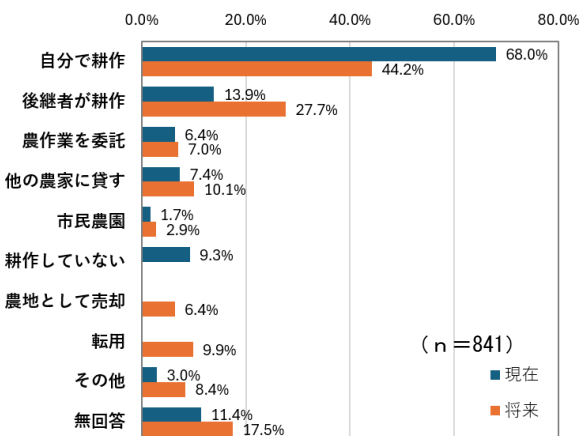
有効回答数：841 件

【後継者問題や今後の農地活用について】

- ・予定を含め農業を行う後継者がいる割合は 3 割程度と、後継者がいない（就農未定含む）の 7 割弱を大きく下回る。
- ・現在と将来の農地利用状況をみると、現在の農地活用状況と将来の活用意向はあまり変わらないが、現在耕作していても将来は後継者の耕作を期待するなど、現在も将来的にも自分および後継者が耕作を継続すると考えている人が多い。



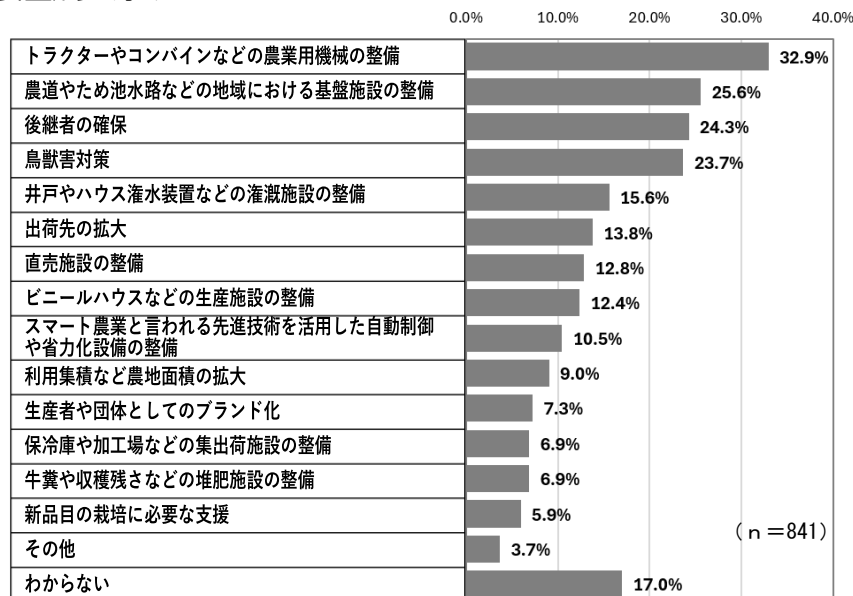
＜後継者の状況＞



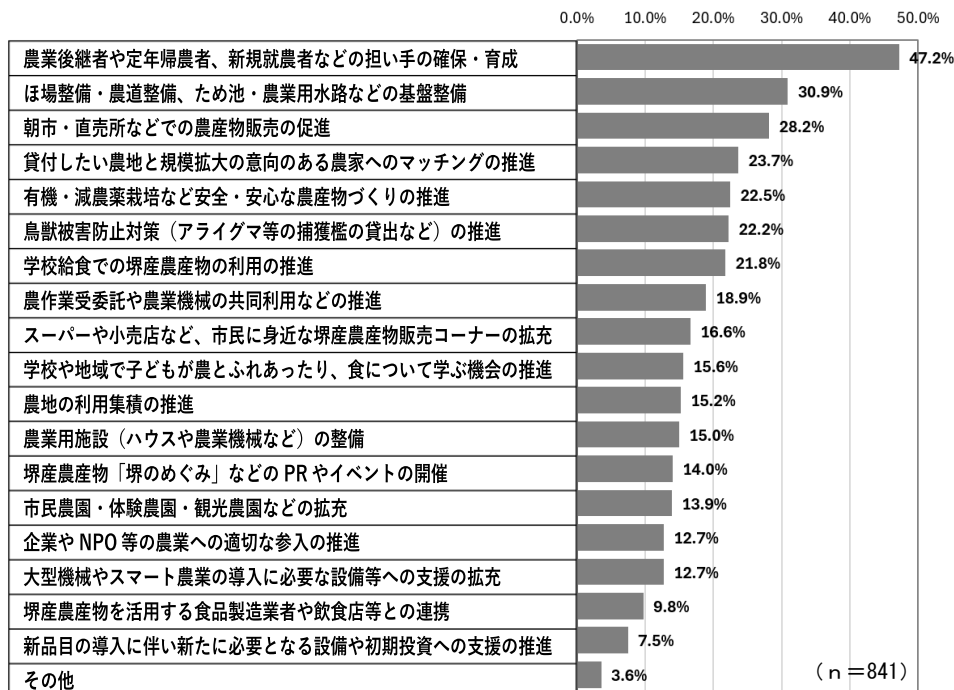
＜現在および将来（5年後）の農地利用（複数回答）＞

【耕作継続における課題】

- ・耕作を継続するために必要なこととしては、農業用機械の整備や基盤施設の整備、後継者の確保が多くあげられた。
- ・堺市の農業政策で重視すべき項目としても、担い手の確保・育成がもっとも多く、次いで基盤整備、農産物販売の促進の要望が多く挙げられた。



＜今後も耕作を継続するために必要なこと（5 つまで）＞



＜堺市の農業施策について今後重視すべき項目（5 つまで）＞

⑥消費者の意向

調査名：堺市市民意識調査

調査年度：令和 3 年度から令和 7 年度の各年

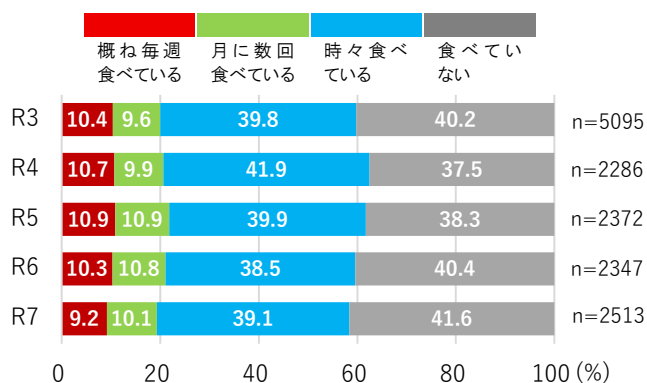
調査方法：無作為抽出した堺市在住の 18 歳以上の市民 5,000 人に対して、郵送またはインターネットによる配布・回収を実施。

*ただし、令和 3 年は調査対象数は 10,000 人

問：堺市内で採れた食材を、選んで食べていますか。（概ね 6 か月以内）

【堺市産食材選択状況】

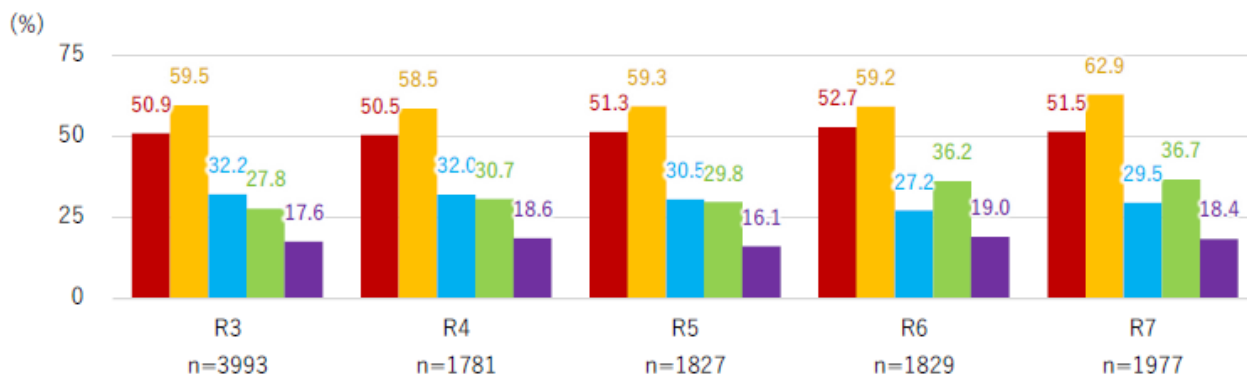
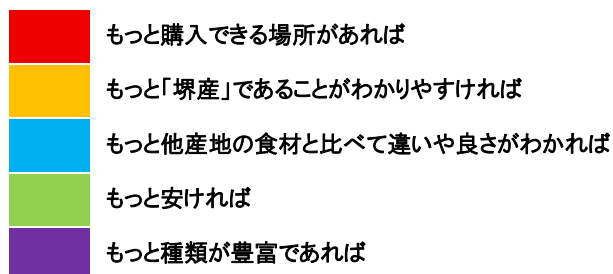
- 令和 7 年度調査では、頻度はさまざまであるが、6 割程度の人が堺市産の食材を選んでおり、令和 3 年度から大きな変化はない。頻度は「概ね毎週食べている」が低下、「食べていない」がわずかに上昇している。



＜堺市産食材の選択状況＞

【堺市産食材を選択するために】

- どうすれば堺市産の食材を食べようと思うかについては、「もっと堺産であることが分かりやすければ」、「もっと購入できる場所が増えれば」が 5～6 割であり、「もっと安ければ」といった価格への関心が令和 6 年度から上昇している。

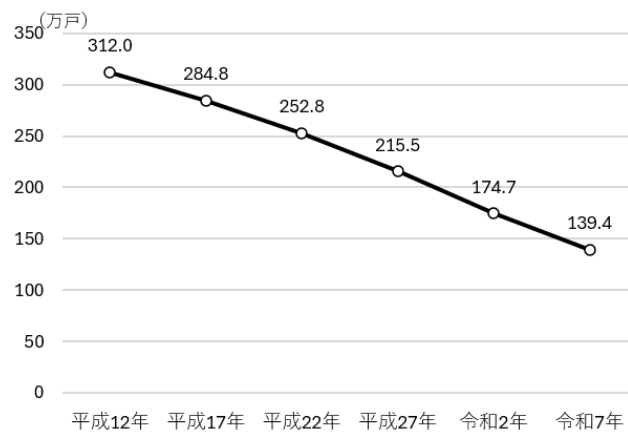


＜「時々」「食べていない」人が選択するために＞

2. 全国の動き

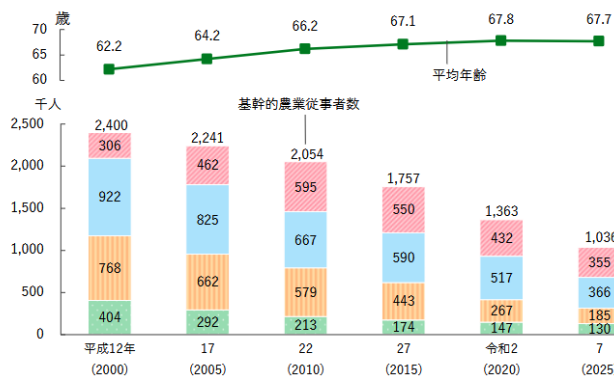
①人口減少・高齢化により加速する担い手不足

- 農家数の減少は全国的に顕著であり、農林業センサスによると総農家数は、令和2年から令和7年の5年間で約35万人、約 20.2%減少している。
- 基幹的農業従事者数も減少傾向にあり、令和7年における平均年齢は67.7歳で、65歳未満の占める割合は3割程度となっており、農業従事者の高齢化が進んでいる。
- 新規就農者についても減少傾向にあり、自営農業就農者だけでなく、新規雇用就農者も減少しており、他産業との採用競争や厳しい経営環境が影響したと考えられる。
- 今後も農家数が減少すると見込まれており、農業の担い手不足の深刻化が予想される。



図表-全国の農家数の推移

資料：農林水産業センサス（農林水産省統計部）



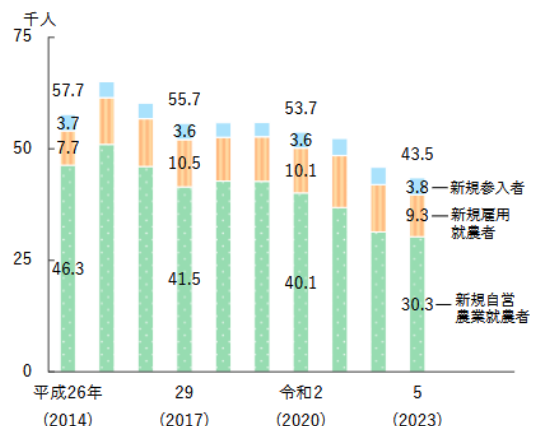
図表-基幹的農業従事者数と平均年齢

資料：令和7年度食料・農業・農村白書

資料：農林水産省「2000年世界農林業センサス」、「2005年農林業センサス」、「2010年世界農林業センサス」（組替集計）、「2015年農林業センサス」（組替集計）、「2020年農林業センサス」、「2025年農林業センサス」を基に作成

注：1）各年2月1日時点の数値。ただし、平成12（2000）、17（2005）年の沖縄県については前年12月1日時点の数値

2）平成12（2000）年及び平成17（2005）年については販売農家の数値



図表-新規就農者数（就農形態別）

資料：令和7年度食料・農業・農村白書

資料：農林水産省「新規就農者調査結果」

注：1）平成26（2014）年は4月1日～翌年の3月31日、平成27（2015）年以降は当該年の2月1日～翌年の1月31日の1年間に新規就農した者の数値

2）令和6年能登半島地震の影響により、令和5（2023）年の新規自営農業就農者数及び新規雇用就農者数については、石川県の7市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町及び能登町）以外の調査対象者の調査結果から算出した。令和5（2023）年の新規参入者数については、石川県の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町）を除いて集計した。

②食料の安定供給の重視

- 世界的な人口増加に伴う食料争奪の激化、世界情勢の変化や気候変動による食料生産の不安定化などの背景のもと我が国における食料安全保障上のリスクが顕在化している。
- 令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、「食料自給率の向上」を目標として掲げ、講ずべき施策として「食料の安定供給の確保」「農業の持続的な発展」「農村の振興」等をあげていた。令和6年に「食料・農業・農村基本法」が改正され、この基本理念に基づき、平時からの食料安全保障を実現する観点から、農業の構造転換を集中的に推し進めていくための新たな計画が令和7年に策定された。

新たな食料・農業・農村基本計画の構成

まえがき ○食料安全保障に関する課題を整理 ○基本計画は、改正基本法の理念に基づき、施策の方向性を具体化 ○初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるため、計画期間を5年	
第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 ○「我が国の食料供給」、「輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）」、「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、「農村の振興」のテーマごとの基本的方針	
第2 食料安全保障の動向 ○我が国の食料安全保障と密接に結びついている、世界の食料需給や貿易等の動向、それに影響を与え得るリスク等を分析・整理	
第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標 ○食料自給率、農地面積、担い手数、生産性の向上、生産資材の確保、輸入の安定化、備蓄の確保、輸出額等に関する目標 ○KPIを設定し、目標の達成状況の把握だけでなく、KPIを検証 ○PDCAサイクルによる、施策の不断の見直し	
第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	
I 我が国の食料供給 ○国内の食料供給 （水田政策の見直し、土地利用型作物、飼料作物、野菜、果樹、油脂類、畜産物、水産物、花き・地域特産作物） ○食料自給力の確保 （品目別の農業構造転換、サステナブルな農業構造への転換、生産基盤の確保、生産性向上、生産資材） ○付加価値向上 （品種、農産物を活用した新事業創出、知的財産、輸出） ○農作業安全、GAP、HACCP、動植物防疫 ○不測時における食料供給の確保 ○輸入の安定化、国際戦略	IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮 ○農業生産活動、食品産業・消費における環境負荷の低減 ○多面的機能の発揮 V 農村の振興 ○多様な人材が農村に関わる機会の創出 ○農村における所得の向上と雇用の創出（経済面） ○農村に人が住み続けるための条件整備（生活面） ○地域の共同活動の維持 ○中山間地域等の振興 ○鳥獣被害対策、都市農業の振興、農村の魅力発信 VI 国民理解の醸成 ○食育の推進 ○食文化の保護・継承 ○食品産業による国民理解の醸成 ○消費者の行動変容 VII 自然災害への対応 ○東日本大震災、令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興 ○自然災害への備え ○自然災害からの復興・復旧
II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化） ○農林水産物・食品の輸出の促進 ○食品産業の海外展開 ○インバウンドによる食関連消費の拡大 ○品種のグローバル展開	
III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム ○食品アクセスの確保 ○食品産業 ○合理的な価格形成 ○食品安全・消費者の信頼確保	
第5 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 ○DXの推進 ○統計データの持続的な把握と利活用 ○食料システムの関係者間の連携 ○幅広い関係者の参画と関係府省庁の連携 ○地域の実態に即した施策の展開 ○効果的かつ持続的な施策の推進体制 ○財政措置の効率的かつ重点的な運用	

<「食料・農業・農村基本計画」における施策>

資料：新たな食料・農業・農村基本計画に関する地方説明会資料

③都市農業の振興

- 都市農業は、消費地に近いという利点を活かした新鮮な農産物の供給や農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、やすらぎや潤いといった緑地空間の提供など、多様な役割を果たしている。
- 都市における農地は災害発生時には避難場所となるほか、火災の延焼や洪水等の緩和といった機能を有している。また、農作業を通じた健康増進や、こどもの自然学習、心の豊かさの醸成など、身近に自然と触れあえる場所として重要性が高まっている。
- 都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能の十分な発揮を図り、良好な都市環境を形成するために、「都市農業振興基本法」が平成27年4月に施行され、平成28年に閣議決定された「都市農業振興基本計画」は、都市農業の多様な機能の発揮を目的に、都市農地の位置付けを「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと転換し、都市農業の担い手確保とあわせて計画的に農地保全に取り組む方向性を打ち出した。
- 平成29年に改正された「生産緑地法」では、「生産緑地地区の面積要件の引き下げ」や、「農産物加工施設、農産物直売所等の建築規制の緩和」「特定生産緑地制度の創設」等が盛り込まれた。
- 平成30年には、都市農地を借りて耕作する場合や市民農園を開設する場合の農地貸借を円滑にすることを目的とした「都市農地貸借法（都市農地の貸借の円滑化に関する法律）」が成立した。従来、生産緑地は土地所有者が自ら農業を続けることが前提であったが、この法律により、農家、農業法人、新規就農者などに生産緑地を賃貸できるようになった。また、相続税納税猶予制度も継続可能となり、市民農園としての利用も含め、土地所有者が生産緑地を安心して貸せるようになった。

④持続可能な農業の実現

- 平成27年に開催された国連サミットで「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択された。SDGsは、地球環境や経済活動、人々のくらし等を持続可能にするために、全ての国連加盟国が令和12年までに取り組む行動計画である。我が国では平成28年12月に「SDGs実施指針」が策定され、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組を推進することが不可欠としている。SDGsの達成に向けて農業が果たすべき役割は大きく、環境と調和する持続可能な農業の推進に加えて、消費者の意識変革や、持続可能な地域振興など、様々な分野から総合的に取り組んでいく必要がある。
- 農業が持続可能性を損なう側面もあるという前提から、農林業由来の温室効果ガスの排出削減、環境への負荷の低減に取り組むことにより、環境に配慮した持続可能な農業の主流化をめざす観点のもと、国では令和3年に「みどりの食料システム戦略」を策定した。食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、中長期的な観点から戦略的に取り組む政策方針である。
- 持続可能な農業は、生物多様性の保全や化学肥料や農薬の使用削減などの「環境保全」、農業経営の収益性確保や地域経済の活性化などの「経済的持続性」、地域社会との調和、共生する仕組みの構築などの「社会的責任」が特徴とされる。

⑤守るべき農地の計画的な保全・活用

- 意欲のある農業者を育て、効率的で安定した強い農業経営を地域に定着させるための法律である「農業経営基盤強化促進法」が、令和4年に改正され、市町村において「地域計画」の策定が義務化された。これは農業者の高齢化および後継者不足が進むなか、将来にわたって守るべき農地を確実に次の世代に引き継いでいくため、概ね10年後を見据えて策定した。地域計画においては、将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか、地域農業を支える環境をどのように維持・発展したいのかを地域の話し合いで明確にし、農地1筆ごとに農地の担い手を示した地図（目標地図）を示した。
- また、令和5年の「農地中間管理事業の推進に関する法律（農地バンク法）」の改正に伴い、農業委員会を通じた2者間（貸し手と借り手）での農地貸借が廃止され、地域計画の目標地図の実現に向け、令和7年から、農地中間管理機構（農地バンク）を介した貸し借りに一本化された。このことにより、農地の適切な利活用や地域全体での農業環境整備が期待される。

※農地法に基づき農業委員会の許可を受けて権利設定を行うことは可能

⑥スマート農業の加速化、農業分野における DX の進展

- 農業者の減少・高齢化が著しく進行している中、ロボット、AI、IoT、ドローンなどの先端技術を活用したスマート農業技術の導入等により生産性の向上が図られている。AI等の活用により、農業の自動化・省力化が可能になるほか、センサー技術やデータ処理技術の活用により、最適な栽培管理などが可能になる。さらに農業技術をデータとして蓄積することにより、新規就農者等のノウハウ取得が容易になるなど、農業が抱える様々な課題解決に寄与することが期待されている。
- また、国は、データ駆動型の農業経営により、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業（FaaS（Farming as a Service））への変革を進めるため、デジタル技術を活用した様々なプロジェクトを「農業DX構想」として令和3年にとりまとめた。令和7年6月に策定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を受け、食料・農業・農村基本計画においても、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項において、食料システムのすべての場面でのDXの推進などが挙げられている。
- 今後、生産現場にとどまらず、流通・消費現場や農林水産系行政実務、現場と農林水産省をつなぐ基盤整備等の幅広い分野でデジタル変革を進めるとしている。

⑦環境に配慮した新規就農者の実践に向けた施設整備

- 「みどりの食料システム戦略」においては、持続可能な食料システムの確立に向け、化石燃料を使用しない園芸施設への移行をKPIとして掲げ、令和7年から省エネルギーと生産性を両立する持続可能な栽培転換に向けた実証や産地内への普及の取組を支援する「省エネルギー型ハウス転換事業」を行っている。
- また、国では令和4年から「新規就農者育成総合対策」として、意欲ある次世代の担い手を確実に確保・育成するため、機械・施設等の導入支援のほか新規就農者への技術サポート等の取組支援等を行っており、令和8年からは、技術と経営を総合的に学べる実践的な研修農場（トレーニングファーム）の設置に向け、より積極的な取組を進めている。
- このように、「環境負荷の低減」と「経営力のある担い手育成」を一体的に捉え、新規就農者が実践的な場で研修できる環境に配慮した「試験栽培施設」の整備に向けた取り組みが今後進むと想定される。